



ついでっていませんか? 街で気になる

マナー違反

広報課が区民の皆さん100人に聞きました!



1位

歩きたばこ **50%**



2位

自転車・自動車・歩き
ながらスマホ **45%**



3位

ポイ捨て
32%



4位

自転車のルール・
マナー違反
(車道右側通行など) **30%**



5位

ペットのふん尿
22%

この他にも「放置自転車」「不適切なごみ・資源の出し方」などについて回答がありました(複数回答可)。

歩きたばこやポイ捨ては 条例で禁止されています

「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」により、区内の道路・駅前広場・公園・河川敷・その他公共の場所で次の行為は**禁止**されています。

- ▶ 歩きたばこ
- ▶ 吸い殻や空き缶などのポイ捨て
- ▶ ガムの吐き捨て
- ▶ 飼い犬・猫などのふんの放置
- ▶ 落書き



喫煙禁止区域の指定

JR新小岩・金町・亀有・綾瀬駅、京成立石・お花茶屋・堀切菖蒲園駅周辺の道路や区が管理する公園および児童遊園を喫煙禁止区域に指定しています。

区域内では、指定喫煙場所以外で喫煙することを禁止しています。

喫煙禁止区域など、詳しくは区ホームページをご覧ください(下のQRコードからアクセスできます)。

【担当課】

地域振興課 ☎5654-8229



12月1日から自動車の**ながら**運転が 厳罰化されます

道路交通法の改正により、携帯電話を使用したり、カーナビゲーションを注視したりしながら自動車を走行させる「ながら運転」の違反点数や反則金が、**約3倍**に引き上げられます。また、交通事故などの危険を生じさせた場合には、反則金ではなく**罰則**が適用され、直ちに刑事手続の対象となります。

【担当課】 道路管理課交通安全対策担当 ☎5654-8386

自転車のルール・マナーを守って、 安全運転を

区内の交通事故のうち、自転車事故の割合 **47.3%**

平成30年の区内発生事故件数937件のうち、自転車の事故は443件、さらにそのうちマナー違反などに伴う自転車の事故は189件でした。車道や路側帯の右側通行に伴う事故も多発しています。**自転車の右側通行は道路交通法により禁じられています。**

■自転車ナビマーク

通行すべき部分および方向を明示する物です。

自転車は矢印の方向に進行してください。

【担当課】 道路管理課交通安全対策担当 ☎5654-8386



一人一人がマナーやルールを守り、住みよいまちをつくりましょう

